

議案第 5 4 号

若狭町認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

若狭町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

若狭町長 渡辺 英朗

提案理由

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 8 6 号）の施行に伴い、条例の改正が必要となるため、この案を提出する。

若狭町条例第 号

若狭町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

若狭町認可地縁団体印鑑条例（平成 17 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「第 19 条第 1 項第 1 号へ」を「第 18 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。

第 13 条中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。